

V 安全基準等

- 1 航空法（抜粋）
- 2 運航に必要な気象情報の観測通報要領
- 3 飛行場外離着陸場に関する事項
- 4 搭乗者の遵守事項

1 航 空 法（抜粋）

航空法（昭和 27 年 7 月 15 日 法律第 231 号）

（離着陸の場所）

第 79 条 航空機（国土交通省令で定める航空機を除く）は、陸上にあつては飛行場以外の場所において、水上にあつては国土交通省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

注*規一172 条・172 条の 2 [罰] 法一154 条

（飛行の禁止区域）

第 80 条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

注*規一173 条 [罰] 法一154 条

（最低安全高度）

第 81 条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

注*規一174 条・175 条 [罰] 法一154 条

（捜索又は救助のための特例）

第 81 条の 2 前 3 条の規定は、国土交通省令で定める航空機が航空機の事故、海難その他の事故に際し捜索又は救助のために行う航行については、適用しない。

注*規一176 条

（物件の曳航）

第 88 条 航空機による物件の曳航は、国土交通省令で定める安全上の基準に従って行わなければならない。

注*規一195 条・196 条 [罰] 法一145 条・159 条

（物件の投下）

第 89 条 何人も、航空機から物件を投下してはならない。但し、地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれのない場合であつて国土交通大臣に届け出たときは、この限りでない。

注*規一196 条の 2 [罰] 法一150 条・159 条

航空法施行規則（昭和 27 年 7 月 31 日 運輸省令第 56 号）

（飛行の禁止区域）

第 173 条 法第 80 条の規定により航空機の飛行を禁止する区域は、飛行禁止区域（その上空における航空機の飛行を全面的に禁止する区域）及び飛行制限区域（その上空における航空機の飛行を一定の条件の下に禁止する区域）の別の告示で定める。

（最低安全高度）

第 174 条 法第 81 条の規定による航空機の最低安全高度は、次のとおりとする。

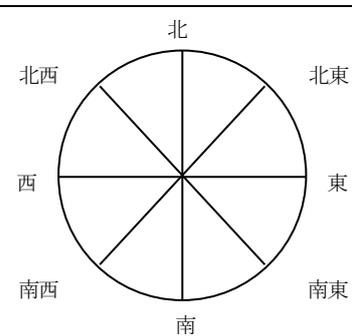
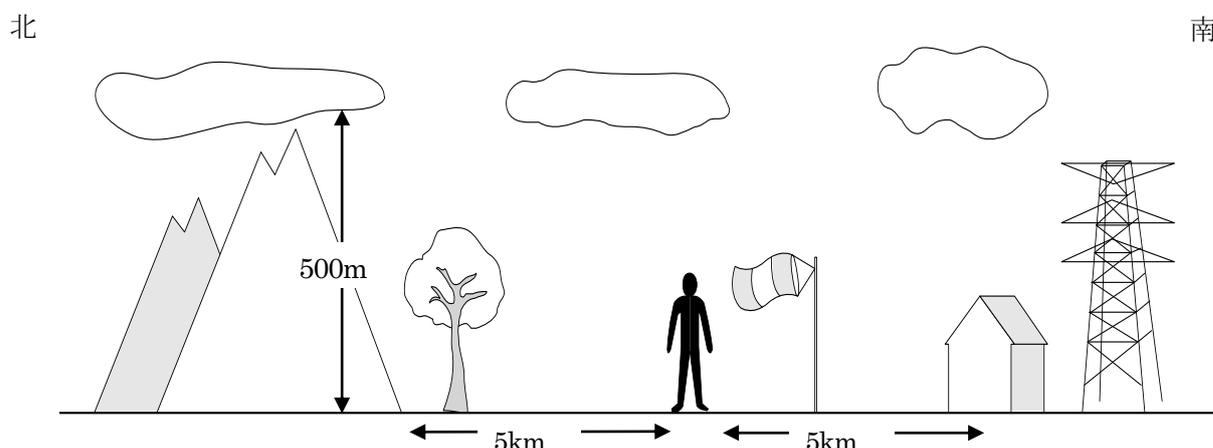
- 1 有視界飛行方式により飛行する航空機にあつては、飛行中動力装置のみが停止した場合に地上又は水上の人又は物件に危険を及ぼすことなく着陸できる高度及び次の高度のうちいずれか高いもの
 - イ 人又は家屋の密集している地域の上空にあつては、当該航空機を中心として水平距離 600 メートルの範囲内の最も高い障害物の上端から 300 メートルの高度
 - ロ 人又は家屋のない地域及び広い水面の上空にあつては、地上又は水上の人又は物件から 150 メートル以上の距離を保って飛行することのできる高度
 - ハ イ及びロに規定する地域以外の地域の上空にあつては、地表面又は水面から 150 メートル以上の高度
- 2 計器飛行方式により飛行する航空機にあつては、告示で定める高度

（搜索又は救助のための特例）

第 176 条 法第 81 条の 2 の国土交通省令で定める航空機は、次のとおりとする。

- 1 国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の使用する航空機であつて搜索又は救助を任務とするもの
- 2 前号に掲げる機関の依頼又は通報により搜索又は救助を行なう航空機
- 3 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成一九年法律第百三号）第五条第一項に規定する病院の使用する救急医療用ヘリコプター（同法第二条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）であつて救助を業務とするもの

2 運航に必要な気象情報の観測通報要領

観測項目	通報単位	通報の一例	説 明									
視程	km	「視程 約 5km」	観測地点から 5km 離れている山、塔、建物等が見える。 (視程とは、地(水)平線上、目で見通せる最大距離)									
雲	雲量 10分位	「雲量 約 6/10」	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">快晴</td> <td style="width: 30%;">・・・・・・・・</td> <td style="width: 30%;">雲量 1/10 以下</td> </tr> <tr> <td>晴れ</td> <td>・・・・・・・・</td> <td>雲量 2/10~8/10</td> </tr> <tr> <td>曇り</td> <td>・・・・・・・・</td> <td>雲量 9/10 以上</td> </tr> </table>	快晴	・・・・・・・・	雲量 1/10 以下	晴れ	・・・・・・・・	雲量 2/10~8/10	曇り	・・・・・・・・	雲量 9/10 以上
	快晴	・・・・・・・・	雲量 1/10 以下									
晴れ	・・・・・・・・	雲量 2/10~8/10										
曇り	・・・・・・・・	雲量 9/10 以上										
	高さ m	「雲の高さ 約 500m」	周囲の山の高さ等を参考にして判定する。標高 500m の山の頂上付近に雲がかかって見える。									
風	方 向	8方向 「風向南」										
			陸上での状態	風力階級	風速(m/s)							
	強 さ	m/s	「風速 約 5m」	静穏、煙はまっすぐに昇る。	0	0~0.2						
				煙がなびく。	1	0.3~1.5						
				顔に風を感じる。木の葉が動く。	2	1.6~3.3						
				木の葉や細かい小枝が絶えず動く。軽く旗が開く。	3	3.4~5.4						
				砂ぼこりが立つ。紙片が舞う。	4	5.5~7.9						
				葉のあるかん木が揺れ始める。池や沼の水面に波頭が立つ。	5	8.0~10.7						
				大枝が動く。電線が鳴る。	6	10.8~13.8						
				樹木全体が揺れる。風に向かって歩きにくい。	7	13.9~17.1						
小枝が折れる。風に向かって歩けない。	8	17.2~20.7										
												

3 飛行場外離着陸場に関する事項

消防防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）が消防防災活動を行うにあたり飛行場外離着陸場（以下「離着陸場」という。）にヘリコプターを安全に離着陸させることが基本となる。

ヘリコプターの出動を要請した各市町村及び消防機関等は、離着陸場の選定及び整備を行うとともに、作業の安全を確保することが必要となる。

また、事前に消防防災活動に備えて、市町村及びその他の機関、又は私有地の所有者若しくは管理者より土地の提供があれば、航空隊、管轄消防局及び関係機関で現地調査を行い離着陸場として使用する。

なお、消防防災訓練等で使用する離着陸場は、管轄する空港事務所に消防防災航空センター所長が「飛行場外離着陸許可申請書」を申請する。

1 離着陸場の選定

- (1) 原則として航空法に基づく飛行場外離着陸場の離着陸許可基準を満たす場所を離着陸場として選定すること。
- (2) その土地の所有者又は管理者の承諾を得ること。

2 離着陸場の整備

- (1) 離着陸場の路面
着陸帯は、軟弱でない平地を選ぶ。
- (2) 着陸帯の表示 ㊦（直径約5m程度）
上空から確認しやすいように石灰等で表示する。
- (3) 吹き流しの設置又は発煙筒の準備
吹き流し又は発煙筒を着陸地点から50メートル程度離れた位置に設置する。
- (4) 着陸帯周辺の障害物の除去
飛散又は転倒するおそれのある障害物を撤去又は移動する。
- (5) 散水作業
ヘリコプターの風圧により、砂塵が舞い上がらないよう、できるだけ散水する。
- (6) 立入禁止の措置
危険防止のため各出入口を閉鎖する。あるいは、離着陸場内にいる者を立ち退かせる等の立入禁止措置をとる。

3 係員の配置

- (1) 安全監視員の配置
離着陸場の出入口等に安全監視員を配置し、離着陸場所の安全確保に努める。
- (2) マーシャル（誘導員）の配置
ア 進入方向を考慮し、着陸帯から30メートル離れた風上側にマーシャル（誘導員）を配置し誘導する。
イ 服 装
(ア) ヘリコプターからの風圧に対し、身の安全を確保するため、保安帽、防塵眼鏡及びマスク等を装着する。
(イ) 作業服のファスナー、ボタンを必ず閉め、風圧により飛散しやすい物は身に付けない。

4 ヘリコプター着陸後の危険防止

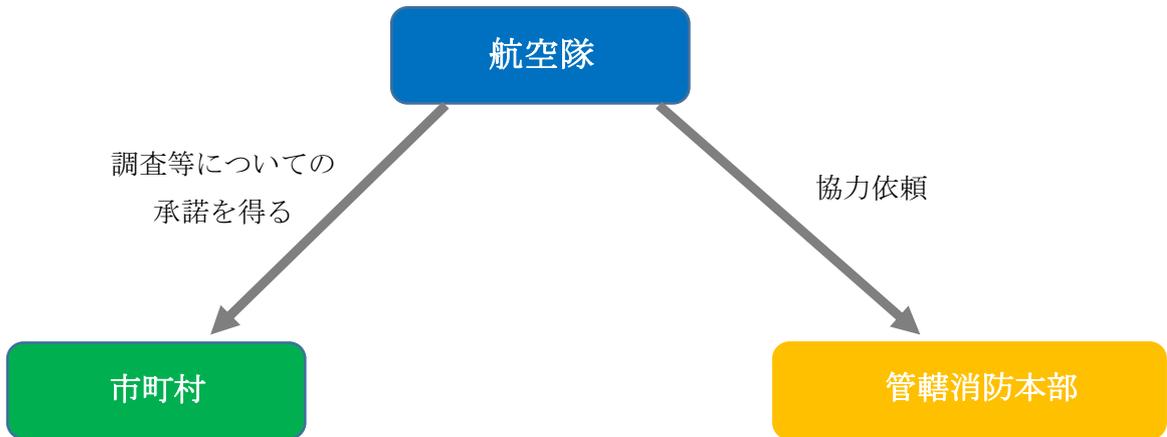
- (1) 着陸したヘリコプターから隊員が降りて合図するまで、絶対に近づかない。
 - (2) メインローターが回転中に搭乗するときは、隊員の指示に従い行動する。
 - (3) メインローター損傷防止のため、長いものを立てたままヘリコプターに近づかない。
 - (4) ヘリコプター後方のテールローターには、絶対に近づかない。
- 5 住民への広報
ヘリコプターの離着陸時は騒音が発生するため、あらかじめ離着陸場付近の住民にその旨を周知すること。
- 6 現地調査
現地調査をして使用できると航空隊が判断した土地等については、別紙様式の提出により離着陸場として使用する。
ただし、覚書が必要と思われる場合は、航空隊が処理し使用する。

場外離着陸場の指定フロー

1 市町村有地を場外離着陸場に指定する場合

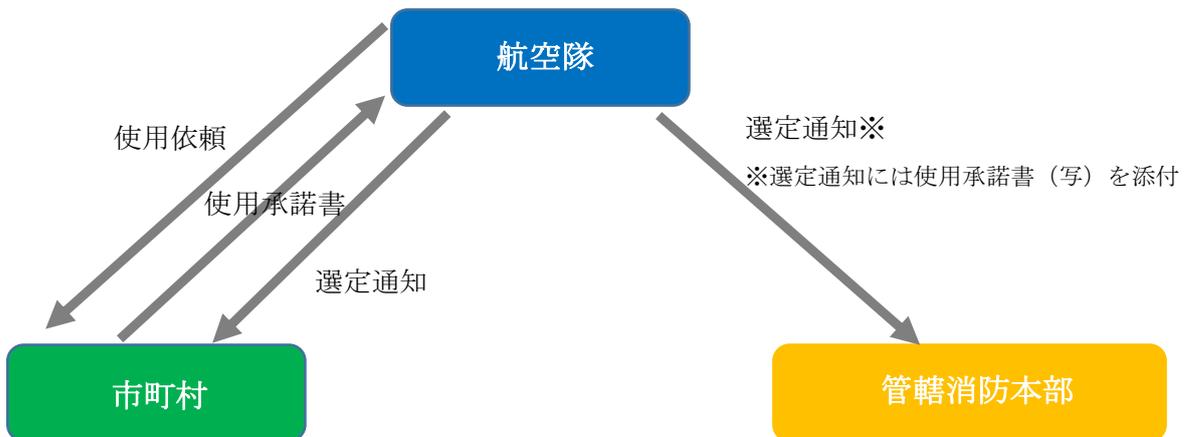
(1) 航空隊が候補地を選定した場合

(調査前)



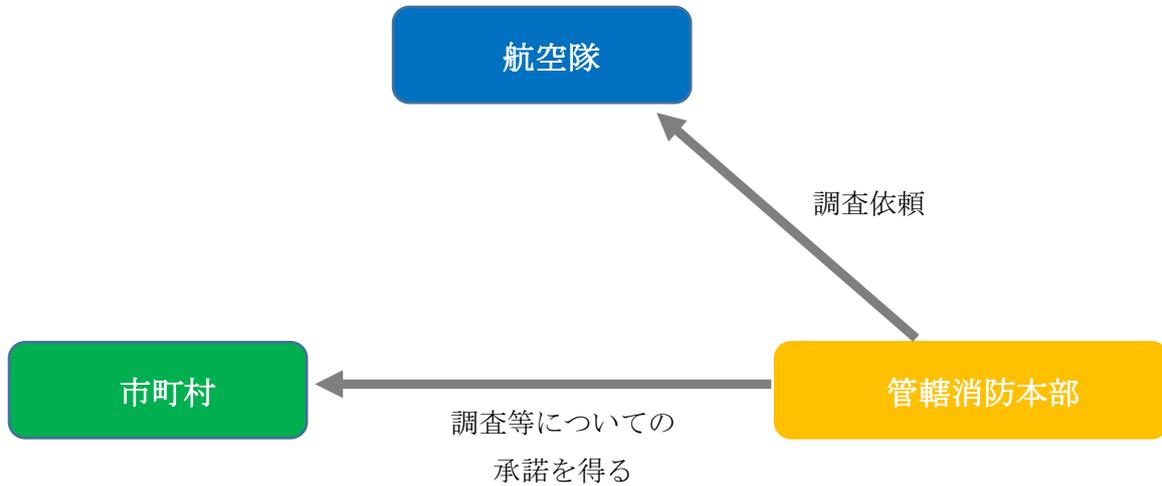
(調査後)

場外離着陸場として使用可能な場合



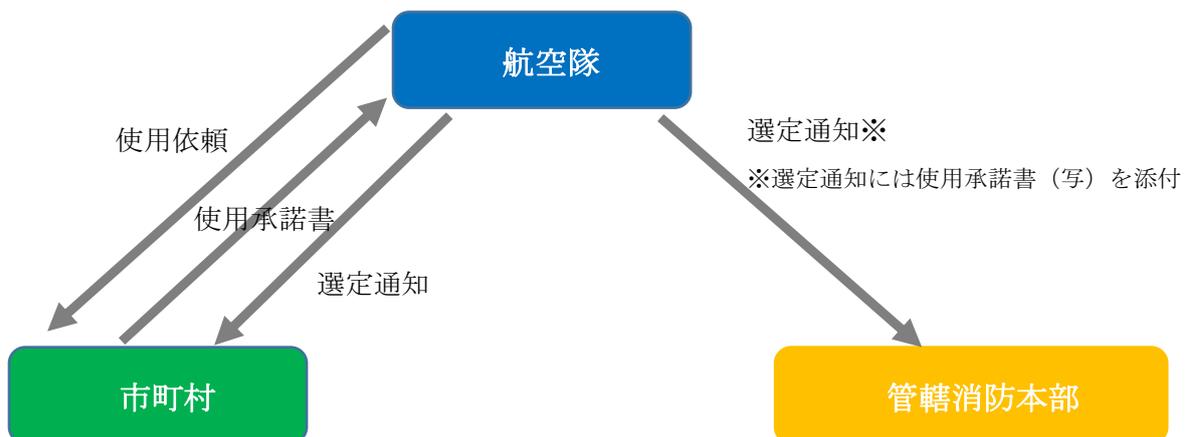
(2) 消防本部が候補地を選定した場合

(調査前)



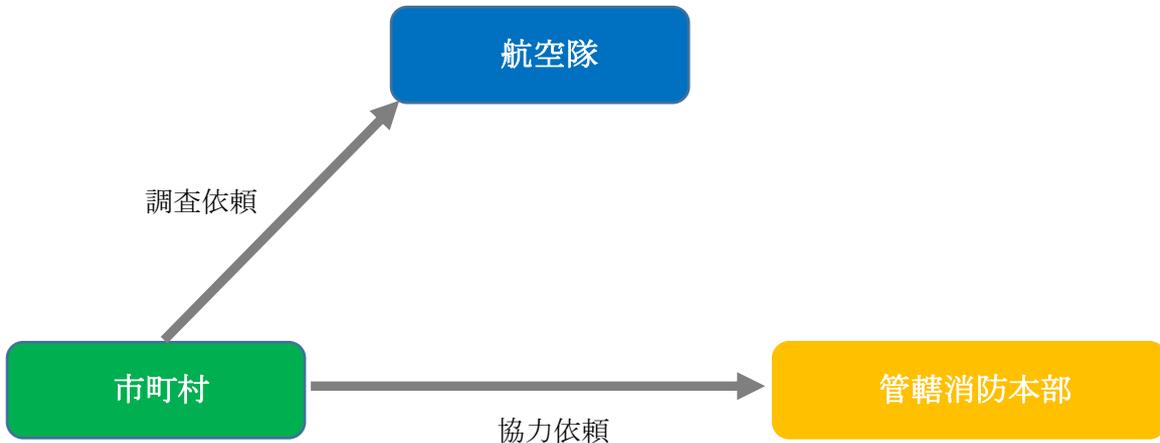
(調査後)

場外離着陸場として使用可能な場合



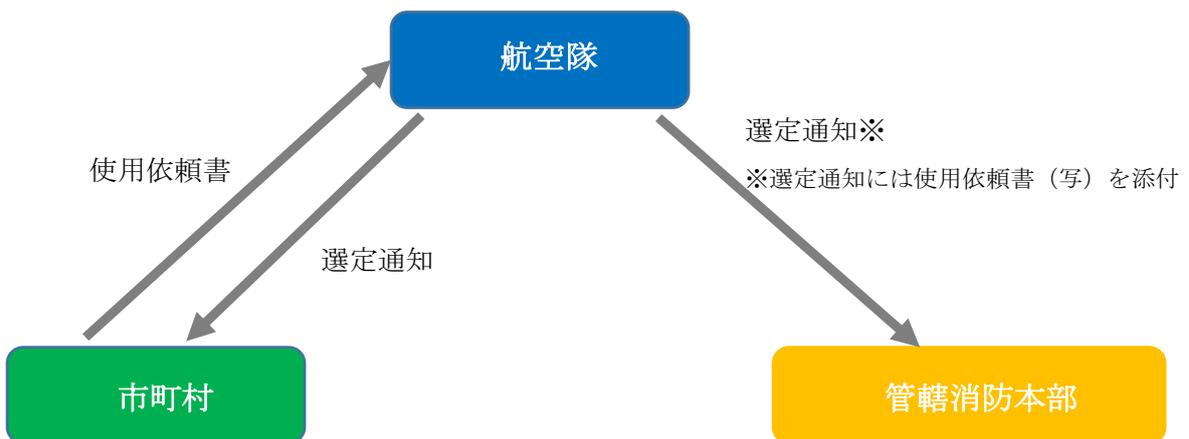
(3) 市町村が候補地を選定した場合

(調査前)



(調査後)

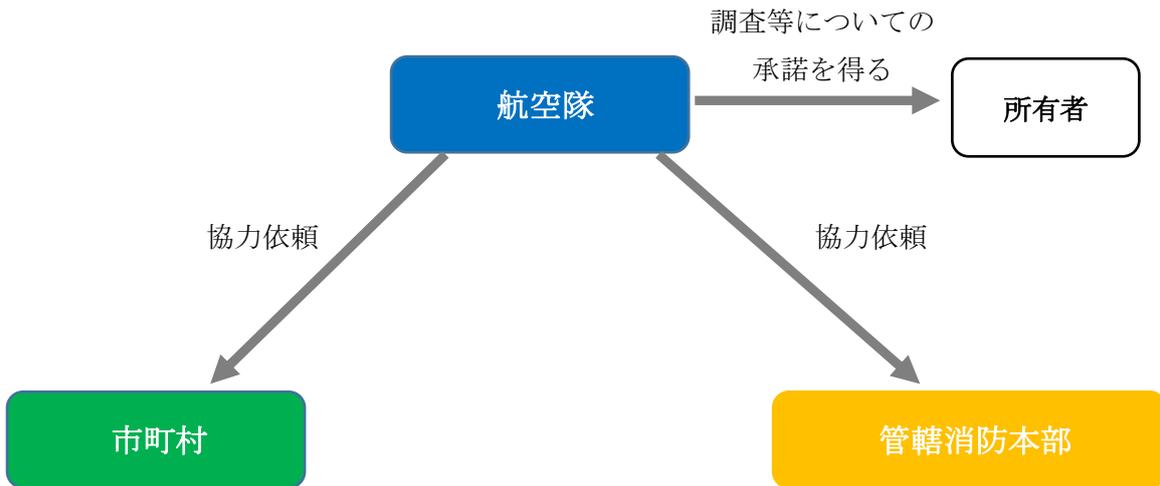
場外離着陸場として使用可能な場合



2 私有地等を場外離着陸場に指定する場合

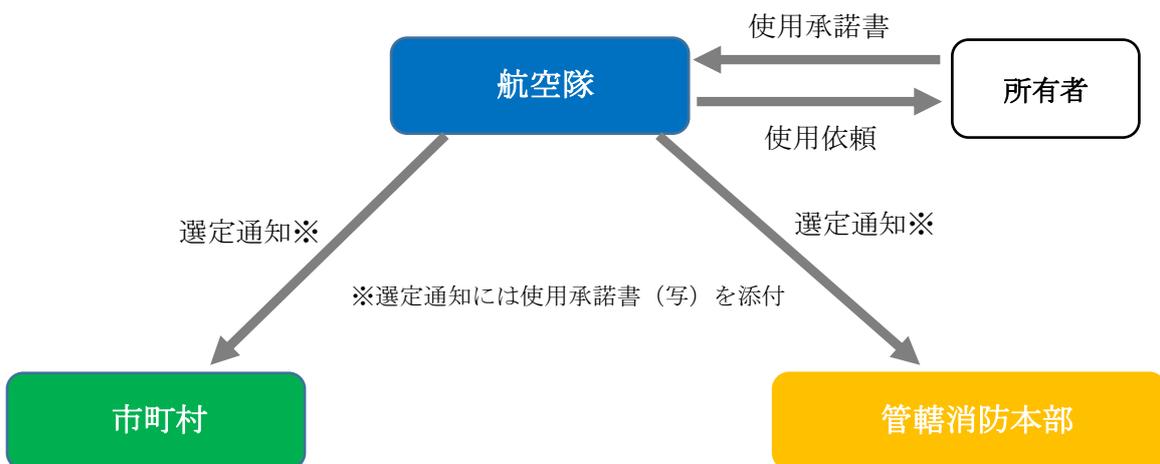
(1) 航空隊が候補地を選定した場合

(調査前)



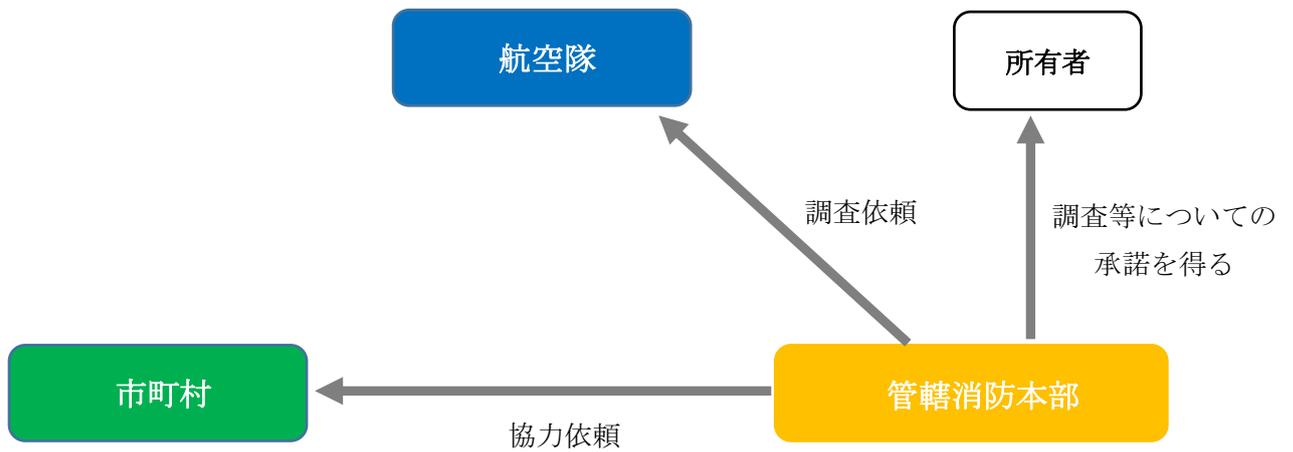
(調査後)

場外離着陸場として使用可能な場合



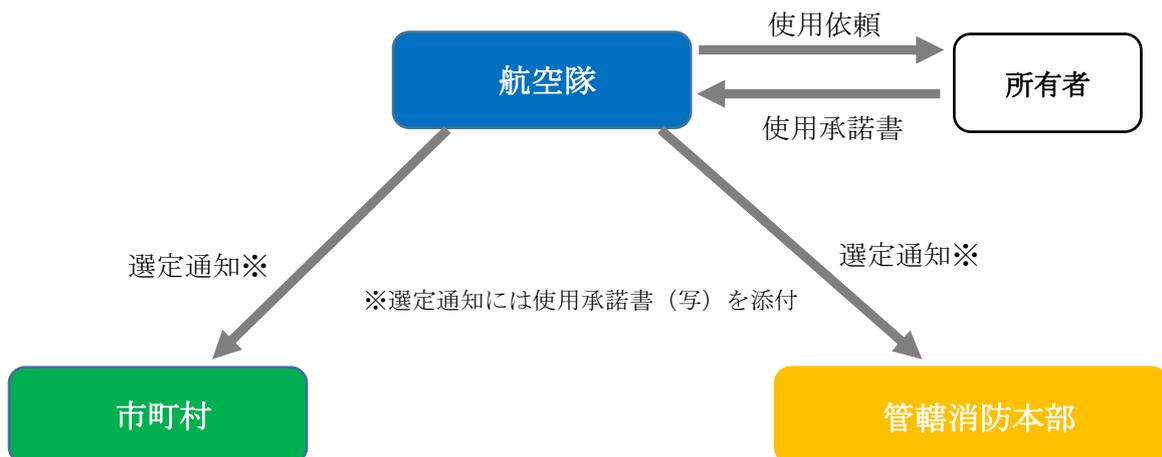
(2) 消防本部が候補地を選定した場合

(調査前)



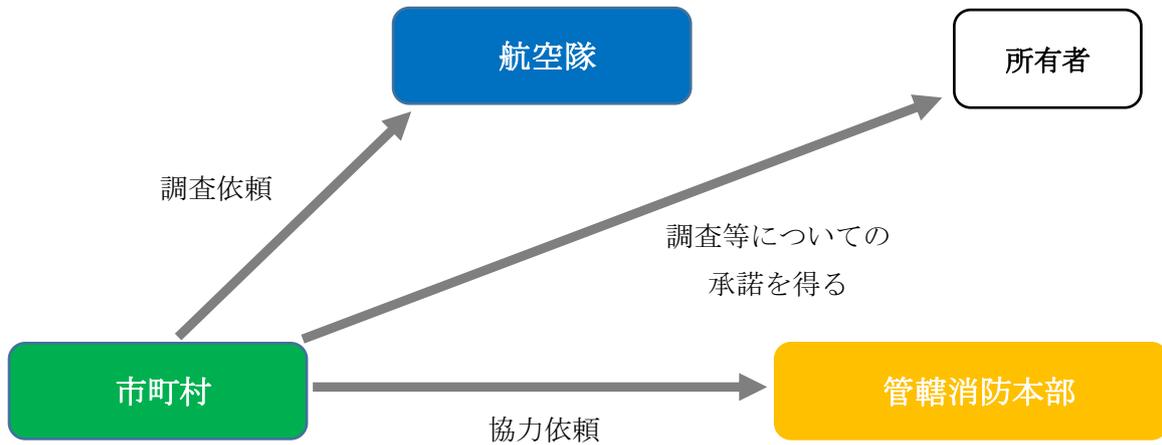
(調査後)

場外離着陸場として使用可能な場合



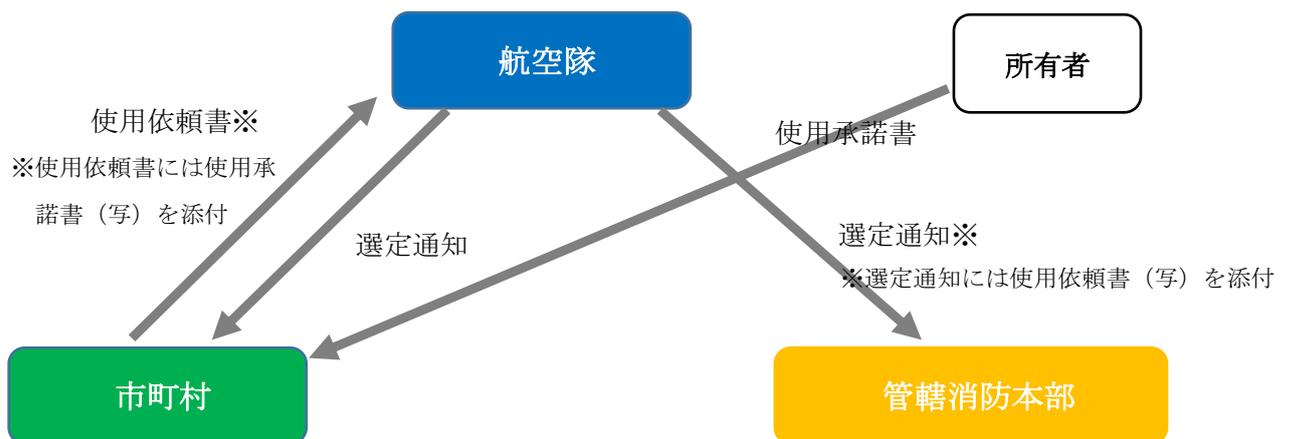
(3) 市町村が候補地を選定した場合

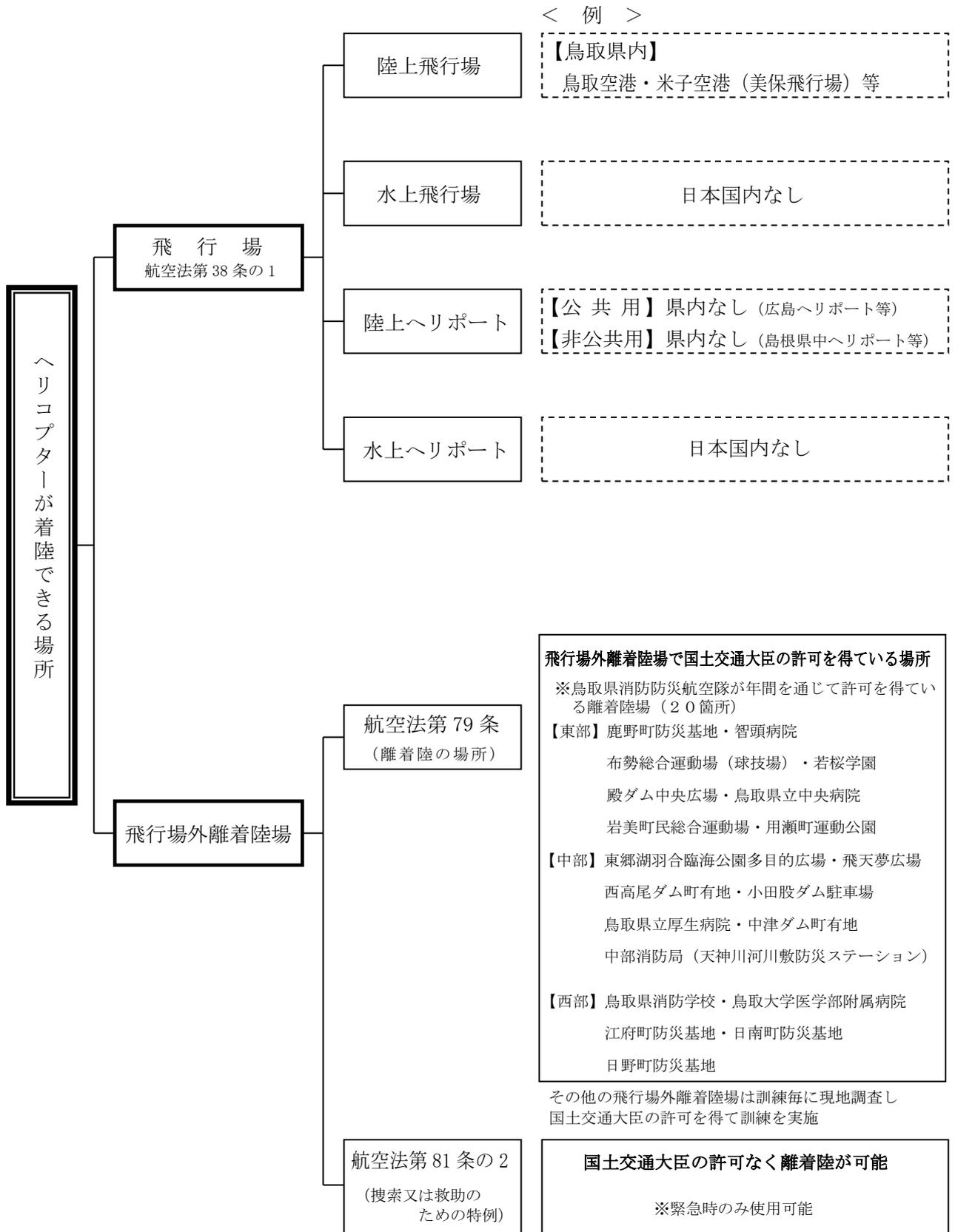
(調査前)



(調査後)

場外離着陸場として使用可能な場合





様式 1

令和 年 月 日

鳥取県消防防災航空センター所長 様

市 町 村 長

飛行場外離着陸場使用依頼書

消防防災ヘリコプターの離着陸場として、(市・町・村) が所有し又は管理している土地を使用してください。

記

名 称				
所 在 地				
担 当 課		電 話		F A X
面 積				
使用期間	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日		
そ の 他				

様式 1

記 載 例

令和 年 月 日

鳥取県消防防災航空センター所長 様

市 町 村 長

飛行場外離着陸場使用依頼書

消防防災ヘリコプターの離着陸場として、(市・町・村) が所有し又は管理している土地を使用してください。

記

名 称				
所 在 地				
担 当 課		電 話		F A X
面 積				
使用期間	自 令和 年 月 日		至 令和 年 月 日	
そ の 他	1 鳥取県消防防災ヘリコプターによる消防防災業務及び消防防災訓練に使用するものとする。 2 災害時等において消防防災ヘリコプターを施設に離着陸させようとする時は、消防防災ヘリの出動を要請した機関を通じて事前に離発着の可否を確認するものとする。 3 使用許可期間は、当該期間経過後、特段の事由がない限り期間更新するものとし、以後同様とする。 ただし、使用を取り消す事由が生じた場合には、使用許可期間の中途であっても使用を取り消すことができるものとする			

様式 2

令和 年 月 日

鳥取県消防防災航空センター所長 様

市 町 村 長

飛行場外離着陸場使用依頼書

消防防災ヘリコプターの離着陸場として、土地の所有者又は管理者に下記のとおり許可を受けましたので使用してください。

記

名 称					
所 在 地					
担 当 課		電 話		FAX	
面 積					
使用期間	自 令和 年 月 日		至 令和 年 月 日		
そ の 他					

様式 2

記 載 例

令和 年 月 日

鳥取県消防防災航空センター所長 様

市 町 村 長

飛行場外離着陸場使用依頼書

消防防災ヘリコプターの離着陸場として、土地の所有者又は管理者に下記のとおり許可を受けましたので使用してください。

記

名 称					
所 在 地					
担 当 課		電 話		FAX	
面 積					
使用期間	自 令和 年 月 日		至 令和 年 月 日		
そ の 他	1 鳥取県消防防災ヘリコプターによる消防防災業務及び消防防災訓練に使用するものとする。 2 災害時等において消防防災ヘリコプターを施設に離着陸させようとする時は、消防防災ヘリの出動を要請した機関を通じて事前に離発着の可否を確認するものとする。 3 使用許可期間は、当該期間経過後、特段の事由がない限り期間更新するものとし、以後同様とする。 ただし、使用を取り消す事由が生じた場合には、使用許可期間の中途であっても使用を取り消すことができるものとする。				

様式3

第 号
令和 年 月 日

市 長 村 長 様

鳥取県消防防災航空センター所長
(公 印 省 略)

鳥取県消防防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場の選定解除について（通知）

日ごろ、消防防災ヘリコプターの運航に格別のご理解をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、このたび飛行場外離着陸場を調査した結果、下記のとおり選定を解除しますので、よろしく申し上げます。

記

【選定解除】

名 称	離着陸場
所在地	
解除理由	

【担当】

鳥取県消防防災航空センター
副隊長
T E L
F A X
E-mail

様式4

第 号
令和 年 月 日

鳥取県消防防災航空センター所長 様

市 町 村 長

飛行場外離着陸場使用承諾書

消防防災ヘリコプターの離着陸場として、(県・市・町・村) が所有し
又は管理している土地の使用については、下記のとおり承諾します。

記

名 称					
所 在 地					
担 当 課		電 話		F A X	
面 積					
使用期間	自 令和 年 月 日				至 令和 年 月 日
そ の 他					

様式4

記 載 例

第 号
令和 年 月 日

鳥取県消防防災航空センター所長 様

市 町 村 長

飛行場外離着陸場使用承諾書

消防防災ヘリコプターの離着陸場として、(県・市・町・村) が所有し又は管理している土地の使用については、下記のとおり承諾します。

記

名 称				
所 在 地				
担 当 課		電 話		F A X
面 積				
使用期間	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日		
そ の 他	1 鳥取県消防防災ヘリコプターによる消防防災業務及び消防防災訓練に使用するものとする。 2 災害時等において消防防災ヘリコプターを施設に離着陸させようとする時は、消防防災ヘリの出動を要請した機関を通じて事前に離発着の可否を確認するものとする。 3 使用許可期間は、当該期間経過後、特段の事由がない限り期間更新するものとし、以後同様とする。 ただし、使用を取り消す事由が生じた場合には、使用許可期間の中途であっても使用を取り消すことができるものとする。			

4 搭乗者の遵守事項

区分	留 意 事 項
搭 乗 前	<ol style="list-style-type: none"> 1 搭乗者は、離陸 30 分前までに離着陸場所に到着すること。 2 ヘリコプターが離着陸する時は、絶対に着陸帯に近づかないこと。 3 機体に近づく時は、隊員、パイロット、整備士の指示に従うこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 頭上、回転翼に注意すること。 (2) パイロットの見える範囲内を通ること。 (3) 機体の後方に行ったり、機体の下を絶対にくぐらないこと。 (4) 被服、携帯物品等が風に飛ばされないよう注意すること。 4 機体周辺では火気厳禁。 5 輸送禁止物件（可燃性物質、危険物等）を機内に持ち込まないこと。 6 身体の不調（空腹、鼻づまり、高血圧、薬物の影響等）の時は、事前に隊員に申し出ること。 7 携帯電話は、搭乗前に電源を切っておくこと。
搭 乗 中	<ol style="list-style-type: none"> 1 搭乗中は、すべて隊員の指示に従うこと。 2 座席についたら安全ベルトを着装すること。 3 機内の機器には、隊員の許可なく触らないこと。 4 機内では、喫煙しないこと。 5 機内での移動は、隊員の指示がない限り行わないこと。 6 窓を開けるときは、隊員の指示をうけること。（物を落下させたり、飛ばされないよう注意すること。） 7 身体の具合が悪くなった時は、速やかに隊員に申し出ること。 8 任務以外みだりにパイロットに話しかけないこと。 9 搭乗中は隊員、パイロット等を信頼し、固くならず楽な気持ち、姿勢を保つことが酔わないコツである。
降 機 時	<ol style="list-style-type: none"> 1 降りる前に忘れ物がないか確認すること。 2 ヘリコプターが着陸しても、隊員の指示があるまで安全ベルトをはずしたり、席を立ったりしないこと。 3 機体から離れるときは、隊員、パイロット、整備士の指示に従うこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 頭上、回転翼に注意すること。 (2) パイロットの見える範囲内を通ること。 (3) 機体の後方に行ったり、機体の下を絶対にくぐらないこと。

- (注) 1 不明な点がありましたら、隊員にお聞き下さい。
 2 勝手な行動は、重大な事故に結びつくおそれがあります。

塔乗進路と立入禁止区域

